



平成26年5月22日

各 位

会社名 東京鐵鋼株式会社
 代表者 取締役社長 吉原 每文
 コード番号 5445(東証第1部)
 問合せ先 取締役上席常務執行役員
 太田 高嗣
 T E L 0 3 - 5 2 7 6 - 9 7 0 0

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月22日開催の取締役会において、平成26年6月27日開催予定の第86回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 周知性の向上及び手続きの合理化を図るため、公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものです。
- (2) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものです。
- (3) 社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第29条(取締役の責任限定契約)の規定を新設するものです。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第一章 総則	第一章 総則
(公告方法) 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。	(公告方法) 第5条 当社の公告 <u>方法</u> は、 <u>電子公告とする。</u> <u>ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u> 日本経済新聞に掲載して行う。

<p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会 (任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>第 29 条 } (条文省略)</p> <p>第 43 条</p>	<p style="text-align: center;">第四章 取締役および取締役会 (任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(取締役の責任限定契約)</u></p> <p>第29条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 30 条 } (現行どおり)</p> <p>第 44 条</p>
--	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 26 年 6 月 27 日 (金)
平成 26 年 6 月 27 日 (金)

以 上